

基礎自治体と 地方制度について

特例市市長会

平成24年3月29日

1 特例市制度について

1 概要

中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することによって効率的な事務を除き、特例市に対して移譲するものである。

2 要件

人口20万以上

3 その他

- ・特例市制度は、平成12年4月1日から施行
- ・平成24年3月1日現在の特例市の数は、40市
(H22 国勢調査人口 19万人～58万人)

2 都市制度の制度設計議論のありかた

- 大都市制度のあり方を論ずる前提として、基礎自治体のあり方を整理する必要。
- 地域の中核的な都市としての都市機能充実など、広域的役割を果たすことが求められている。
- 基礎自治体や都市制度の議論に当たっては、国や県等の広域自治体が関与する住民サービスとの関係を整理する必要がある。

基礎自治体のあり方

(住民に密着した権限と財源の制度設計)



都市制度のあり方

(特例市・中核市等の多様な状況に対応した制度設計)



周辺自治体との相互補完等の検討

(効果的・効率的な権限執行体制の検討)



県等広域自治体のあり方

(全県的な取り組みが求められる権限)



国の住民サービスのあり方

(全国統一的に格差なく措置が望まれる権限)

3 新たな自治制度の創設

- 現行の都市制度を前提とした場合、
特例市のメリットがわかる都市制度。
- 地域の実情に応じて権限の選択ができ、
権限の事務量に見合う財源が確保される
仕組みづくり。
- 周辺自治体との連携。

国

県等広域自治体

権限=財源〔選択〕

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源〔選択〕

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源〔選択〕

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源〔選択〕

権限=財源

権限=財源

権限=財源〔選択〕

権限=財源〔連携〕

権限=財源

権限=財源〔連携〕

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

権限=財源

指定都市

中核市

特例市

一般市

町村

住民

6

4 住民自治のあり方（概要）

- 住民に一番近い基礎自治体が自らの責任で主体的に施策を立案実施する必要がある。
- 国民健康保険制度や介護保険制度は県等広域自治体へ。
- 子ども手当や生活保護は国の責務。

国

県等広域自治体

周辺市町村

基礎自治体（特例市）

住民に密着した事務=財源

自治事務相互補完

国民健康保険・介護保険等等

生活保護・子ども手当等